





(2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項

(3) 屋外広告物の施工に関する事項

4 受講定員 30名（1業者につき1名を限度とし、受講申込の先着順とする。）

5 受講申込手続

富山県屋外広告物条例施行規則（昭和49年富山県規則第36号）第26条第2項に規定する屋外広告物講習会受講申込書に、必要な事項を記載して申し込むこと。

6 受講申込先

富山市大泉東町一丁目11番28号

富山県屋外広告美術協同組合

7 受講申込期間

令和5年7月5日（水）から令和5年7月26日（水）まで

8 受講手数料

3,000円（納付方法は、受講者を決定したときに通知する。）

9 講習会の課程の一部免除

次に掲げる者については、講習科目のうち屋外広告物の施工に関する事項の課程を免除する。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者

(2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

(4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって、帆布製品製造取付けに係るもの

10 講習会修了証書

講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書を交付する。

11 その他

詳細については、富山県土木部建築住宅課（電話076-444-9661）に問い合わせること。

## 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

令和5年7月5日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 入札に付する事項

(1) 借入物品等の名称及び数量

富山県庁情報通信網（庁内LAN）ノート型パソコン 1,000台

(2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和6年3月1日から令和11年2月28日（60箇月）

(4) 借入場所

仕様書のとおり

(5) 借入条件

入札説明書による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和5年富山県告示第183号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和5年富山県告示第183号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

### 3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を5(2)の提出期限までに、提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### 4 電子入札の実施

(1) 競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出は、とやま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

ただし、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して提出を行うことができない者は、書面による提出を行うことができる。

(2) 電子入札システムにより提出する書類は、締切時間を指定した場合を除き、富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後8時までに送信すること。

また、持参又は郵送により提出する書類は、締切時間を指定した場合を除き、休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）に出納局総務会計課に必着すること。

(3) 入札手続きに係る提出場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424（直通）

### 5 競争参加資格確認申請書及び入札説明書等

(1) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書に定める書類の提出方法  
電子入札システムを使用して提出すること。

なお、書面で提出しようとする者は、提出期限までに持参又は郵送により、4(3)へ提出すること。また、この場合において郵送によるときは、書留郵便等発送の記録が残る方法とし、提出期限までに必着とすること。

(2) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書等に定める書類の提出期限

公告の日から令和5年7月21日（金）午後5時15分まで

(3) 入札説明書等の配布

令和5年7月5日（水）から令和5年7月14日（金）までの間（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、4(3)の場所において希望者に無料で交付するほか、富山県入札情報サービスシステム（下記URL）の「入札公告情報」に公開する。

<https://toyama.efftis.jp/ebid01/PPI/Public/PPUBC00100>

(4) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和5年7月10日（月） 午前10時00分

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

6 入札・開札の日時

(1) 入札書の提出方法

5(1)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和5年8月3日（木）午前8時30分から令和5年8月4日（金）午後4時まで

ただし、提出締切の前日までは午前8時30分から午後8時（紙入札者の入札書の提出は午後5時15分）まで

(3) 開札日時

令和5年8月7日（月）午前10時00分より

入札は電子入札システムで実施し、入札者は開札に立ち会うことはできないこととする。

なお、再入札を実施する場合、翌営業日の同じ時間に開札を実施する。

7 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の1箇月分の賃借料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

免除とする。

#### 9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

#### 10 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該同価の入札について電子くじにより、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再入札をする。再入札における入札書の提出期間及び開札日時は入札説明書による。

(4) 再入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとする。再入札の回数は原則として1回を超えないものとする。

#### 11 その他

(1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。

(3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。

- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

## 12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:  
Notebook Computer, 1,000 set
- (2) Time limit of tender: By 4:00 p.m. 4 August 2023.
- (3) Contact point for notification:  
General Affairs, Accounting and Property Management Division  
Treasury Bureau  
Toyama Prefectural Government  
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.  
930-8501 Japan  
Telephone: 076-444-3423, 3424

## 公示送達の公告

土地収用法（昭和26年法律第 219号）第46条第2項の規定により通知すべき書類は富山県収用委員会事務局（富山県土木部管理課内）において保管してあるので、出頭のうえ、その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、令和5年7月26日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

### 1 事件名

一級河川庄川水系利賀ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事に係る土地収用事件

### 2 送達すべき書類

令和5年6月20日付け5富収第1号-6による審理の開催通知

### 3 送達を受けるべき者

居所不明。ただし、住民票の住所 愛知県豊橋市東幸町字大山74番地1(2-202)

岡 本 友 一

居所不明。ただし、住民票の住所 神奈川県川崎市川崎区浅田一丁目4番2号

望 月 勝 治

令和5年7月5日

富山県収用委員会

会長 足立 政孝

**裁決手続開始の決定**

土地収用法第45条の2の規定により収用又は使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和5年7月5日

富山県収用委員会

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道8号改築工事(入善黒部バイパス現道拡幅部・富山県下新川郡入善町  
 櫛山字大門地内から同町入膳字高登地内まで)

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地 (㎡)	使用しようとする土地 (㎡)	備考
		公簿	現況	公簿	実測			
富山県 下新川 郡入善 町入膳	4693番 13の一 部	宅地	宅地	333.54	333.66	107.85	—	土地を 収用又 は使用 する部 分の区 域は、 別添図

字上諏訪								面表示 のとおり (別 添函面 省略)
------	--	--	--	--	--	--	--	---------------------------------

## 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所	登記申請受付年月日 及び受付番号
岡田 小夜子	富山県下新川郡入善町入膳4693番地1	平成9年6月26日 第2673号 (合併による所有権登記)

## 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
南茂 満夫	富山県下新川郡朝日町桜町1030番2	賃借権

## 6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和5年7月3日

**裁決手続開始の決定**

土地収用法第45条の2の規定により収用又は使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

令和5年7月5日

富山県収用委員会

## 1 起業者の名称

国土交通大臣

## 2 事業の種類

一般国道8号改築工事（入善黒部バイパス現道拡幅部・富山県下新川郡入善町  
櫛山字大門地内から同町入膳字高登地内まで）

## 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地 (㎡)	使用しようとする土地 (㎡)	備考
		公簿	現況	公簿	実測			
富山県 下新川 郡入善 町入膳 字上諏 訪	なし 〔ただし、 4680番10 地先～ 4680番20 地先の水 路の一部〕	—	宅地	—	—	6.50	—	土地を 収用又 は使用 する部 分の区 域は、 別添図 面表示 のとおり（別 添図面 省略）
	なし 〔ただし、 4693番13 地先～ 4693番10 地先の水 路の一部〕	—	宅地	—	—	6.57	—	

4 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所	登記申請受付年月日 及び受付番号
入善町	富山県下新川郡入善町入膳3255番地	—

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和5年7月3日

